

# 家畜衛生情報

## 千葉県で採取された野鳥の糞便から 低病原性鳥インフルエンザウイルスを検出

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門から、千葉県で採取された野鳥の糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルス(H7亜型)が検出された旨連絡がありました。

今般の事例は、我が国で今季初めて本病ウイルスが確認されたものであり、また、韓国において、野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出されていることを踏まえれば、我が国の家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入リスクが高まっていると考えられます。

韓国における本病の発生状況を含む、本病に関する最新の情報については、農水省のウェブサイト(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>)にて随時提供しています。

★飼養衛生管理基準を再確認の上、遵守を徹底してください。

★飼養家きんの異状をよく観察の上、発見した場合は直ちに通報してください。



中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1

TEL: **058-201-0530** FAX:058-201-0531

(平日時間外・休日の緊急連絡先:090-7024-5269)

E-mail: c24502@pref.gifu.lg.jp